

各実施方式における課題等

1 用地関係

項目	現状・説明等	自校方式	親子方式	センター方式
給食施設の建設用地	給食施設を新築・増築等するため、必要に応じて、用地を確保する必要がある。	既存の中学校敷地内で検討するため、不要である。	既存の小学校敷地内で検討するため、不要である。	新たに給食センターを設置するため、用地が必要となる。 (新たに土地を購入する場合) <ul style="list-style-type: none"> ・候補地を決め、所有者との交渉を行う。 ・不動産鑑定評価を受け、財産評価委員会を経た後、市議会の議決を要する。
用途地域	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域によって、建築基準法で建築できる建築物が定められている。 ・給食センターや親子方式の給食室は工場扱いとなり、原則、工業専用地域、工業地域、準工業地域にしか建てることができない。 ・上記以外の用途地域に工場を建てようとする場合は、建築基準法第48条ただし書の許可を得なくてはならない。 ・建築基準法第48条ただし書の許可を得るためには、周辺住民等への公聴会を実施するとともに、その公聴会の意見を踏まえ、建築審査会の同意を得なくてはならない。 ※公聴会での意見内容によっては、計画変更を余儀なくされる。 一般的に当該許可にあっては、用途地域に応じた建築制限の解除であることから、難しいものである。	<ul style="list-style-type: none"> ・自校の給食のみを調理・提供する場合は、学校機能の一部と解して、学校と扱うため、用途地域についての課題はない。 ・既存建築物及び建築敷地について、建築基準法に基づく整理をしておく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、小学校のある用途地域では、原則、実施できない。 ・実施するためには、建築基準法第48条ただし書の許可を得なくてはならない。 ・既存建築物及び建築敷地について、建築基準法に基づく整理をしておく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の未利用地などに工場を建設可能な用途地域の土地がなく、工場を建設できない用途地域に建設しようとする場合は、建築基準法第48条ただし書の許可を得なくてはならない。 ・工業専用地域、工業地域、準工業地域の用地について購入も含めて確保することを検討する必要がある。

項目	現状・説明等	自校方式	親子方式	センター方式
開発許可	<p>※学校施設は開発許可の対象となるが、市が直接事業の用に供する給食センターの場合、公益上必要な建築物として開発の許可は不要として扱います。</p> <p>開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質を変更するもので、市街化区域で500㎡を超えるもの(市街化調整区域は面積規定なし)は開発許可が必要となる。</p> <p>※土地の区画形質の変更とは、区画の変更(従来の敷地設定の変更)、形の変更(30cm以上の切土・盛土により土地の現状を変更)、質の変更(農地等宅地以外の土地について性質を変更)を指す。</p>	土地の区画形質の変更が生じなければ、開発許可不要である。	開発区域が500㎡を超える場合でも区画形質の変更が生じなければ、開発許可は不要である。	開発区域が500㎡を超える場合でも区画形質の変更が生じなければ、開発許可は不要である。
	市街化調整区域で計画し、開発許可が必要となる場合は開発審査会の承認を得る必要がある。(長沢中、大楠中、武山小、荻野小が該当)	土地の区画形質の変更が生じなければ開発許可不要であるが建築許可等の手続きが必要になる場合がある。	市街化調整区域内では、工場を建てる基準が無いため原則工場は建てられない。ただし、親子方式で小学校の学校敷地内に建てざるを得ない事情があり、開発審査会の承認を受けることができれば、許可を得られる可能性はある。	市街化調整区域内に、給食センターを建てることについて開発許可を得るのは難しい。(市街化区域内に建てられない理由がないため)

2 施設整備関係

項目	現状・説明等	自校方式	親子方式	センター方式
既存不適格等	<ul style="list-style-type: none"> ・既存不適格建築物とは、建築時には適法に建てられた建築物が、その後の法令の改正等により、現行法に対して不適格な部分が生じてしまう建築物のことをいう。 ・そのまま使用する場合に違法ではないが、増築等をする場合は、原則として現行規定に適合させなければならない。 ・既存不適格等について必要な措置を講じる計画としない、計画通知が出せない。(給食施設の増築等を行うことができない。) ・既存不適格等を、現行法に適合させる改修をする場合、多額の費用・期間を要する可能性がある。(また、既存不適格の内容によっては、改修が困難で増築自体が難しいという可能性もある。) 	<p>【中学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食室やエレベーターを増築する場合には既存改修が必要となる。 ・別棟に増築するか、既存校舎に増築するかによって、既存改修が必要な範囲が異なる。 	<p>【中学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配膳室やエレベーターを増築する場合には既存改修が必要となる。 ・別棟に増築するか、既存校舎に増築するかによって、既存改修が必要な範囲が異なる。 <p>【小学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食室を増築する場合は、小学校校舎の既存不適格等の改修が必要となる。 	<p>【中学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターを増築する場合には既存改修が必要となる。

項目	現状・説明等	自校方式	親子方式	センター方式
はしご車の消防用活動空地	4階以上の校舎がある学校については、はしご車による消防活動を行うための空地とその進入路を確保する必要がある。	建設予定地内にはしご車の消防活動用空地及び進入ルートが干渉する場合は、個別具体的な判断が必要となるので、事前に予防課と協議が必要となる。	建設予定地内にはしご車の消防活動用空地及び進入ルートが干渉する場合は、個別具体的な判断が必要となるので、事前に予防課と協議が必要となる。	4階未満(2階または平屋)の建物が一般的である。
消防水利	学校のプールや貯水槽は火災が起きた際に消防用水として使用する施設として指定されているため、プール等の採水口の前面には活動できるスペースを確保する必要がある。	採水口付近には、消防ポンプ自動車容易に接近するための進入ルート及び活動スペースを確保するため、消防活動に障害が出そうな場合は、個別具体的な判断が必要となるので、事前に予防課と協議が必要となる。	採水口付近には、消防ポンプ自動車容易に接近するための進入ルート及び活動スペースを確保するため、消防活動に障害が出そうな場合は、個別具体的な判断が必要となるので、事前に予防課と協議が必要となる。	-
消防設備	新築、増築等の場合、消防法施行令で定める用途に基づき消防設備の設置が必要となる。	学校用途に求められる消防設備の設置が必要となる。	給食室の面積と校舎の面積等により、学校用途または複合用途に求められる消防設備の設置が必要となる。	工場用途に求められる消防設備の設置が必要となる。
	厨房設備について、一定条件(消費熱量350kw以上、床面積200㎡以上)の場合、特殊消火設備の設置が必要となる。	新たに整備する厨房設備に応じて設置が必要となる可能性がある。	増築や機器の増設をする場合は、設置が必要となる可能性がある。	一定条件を満たす場合には、設置が必要となる。
危険物	灯油、軽油、重油などを貯蔵、取り扱う場合は、その貯蔵・取扱い数量により許可や届出が必要となる。	給食室の設備等の熱源としては想定していない。	給食室の設備等の熱源としては想定していない。	ボイラーの熱源として灯油・軽油を1,000L以上使用する場合は許可が必要となる。
上水道	使用水量により給水管及びメーターの口径が変わる。新たに加入する場合やメーター口径を大きいものに変更する場合は、水道利用加入金を上下水道局に支払う必要がある。	メーター口径を変更する可能性は少ない。 (給食を実施している小学校と同じ規模のメーター口径を使用している中学校が多いため)	メーター口径を変更する可能性は少ない。 (現在よりも多くの児童に対し、給食を提供していた時期もあるため)	新たに水道利用するため、水道利用加入金が必要となる。 【口径】 【金額】 75mm 5,227,200円 100mm 8,964,000円

項目	現状・説明等	自校方式	親子方式	センター方式
上水道	使用する水量が増えることにより、近隣施設への影響が大きくなる場合は、新たに上下水道局から受水槽の設置を求められる場合がある。	新たに受水槽の設置が必要となる <u>可能性は低い</u> 。	新たに受水槽の設置が必要となる <u>可能性は低い</u> 。	近隣に大量の水を使用する施設があり、影響が大きくなる場合には、受水槽の設置が必要となる <u>可能性がある</u> 。
下水道	市街化調整区域にある中学校2校(長沢中、大楠中)が、単独処理浄化槽を設置している。	単独処理浄化槽では給食室の排水が処理されないため、新たな排水処理施設の設置、合併処理浄化槽への変更、下水道接続を考える必要がある。	・中学校には給食施設がないため、状況に変化はない。	・下水道に接続しない場合、排水処理施設を設置する必要がある。 ・中学校には給食施設がないため、状況に変化はない。
	新たに下水道に直結する場合は、事業計画区域外流入に伴う分担金(㎡単価×敷地面積)を上下水道局に支払う必要がある。	新たに下水道利用する中学校があれば、分担金が必要となる。	新たに下水道利用する中学校があれば、分担金が必要となる。	・新たに下水道利用する場合、分担金が必要となる。 ・新たに下水道利用する中学校があれば、分担金が必要となる。

3 環境関係

項目	現状・説明等	自校方式	親子方式	センター方式
土壌	3,000㎡以上の面積の土地の形質変更(盛土または切土)をする場合、土壌汚染対策法に基づく届出が必要となり、土壌汚染に関わる調査が必要となる可能性がある。 ※土地を購入する場合は、過去の土地の利用状況(特定有害物質使用等の有無)を確認することが望ましい。	3,000㎡以上の面積の土地の形質変更を行う <u>可能性は低い</u> 。	3,000㎡以上の面積の土地の形質変更を行う <u>可能性は低い</u> 。	建設する用地によっては、3,000㎡以上の土地の形質変更を行う <u>可能性がある</u> 。

項目	現状・説明等	自校方式	親子方式	センター方式
水質	二以上の義務教育諸学校の学校給食の共同調理施設で、総面積が500㎡以上の場合は水質汚濁防止法の特定施設に該当する。また、下水道に未接続であり排水量が20m ³ を超える調理施設は、県条例の指定施設に該当する。	下水道に未接続の長沢中学校と大楠中学校に調理施設を設けた場合、排水量が20m ³ を超えれば県条例の指定施設の設置許可申請が必要になる。また、長沢中学校は排水量50m ³ を超えた場合、排水の汚染状態を測定する必要がある。その他の中学校は下水道に接続されているため許可申請等は必要ない。	共同調理施設の総面積によっては水質汚濁防止法の特定施設に該当するが、新たな届出等は必要ない。	下水道に接続しない場合は、共同調理施設の総面積によっては水質汚濁防止法の特定施設設置に該当し、届出が必要となる。排水量が20m ³ を超えれば県条例の指定施設の設置許可申請も必要となる。
騒音、振動	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音、振動について、県条例の規定により、用途地域や時間帯ごとに定められた基準を遵守する必要がある。 ・現在、小学校給食の調理や食材搬入等関係事業者の車両等の騒音・振動は法令の対象外であるが、特に問題となっていない。 	【中学校】 食材搬入等事業者の車両が増えるが、台数は限られており、影響は少ないと思われる。	【小学校・中学校】 給食を配送・回収する車両が増えるが、影響は少ないと思われる。	【給食センター】 ・食材搬入等事業者の車両、中学校への配送・回収、センターに勤務する職員の車両が増えるため、影響は大きく、車両の使用者への配慮を求め必要がある。 ・施設の稼働についても大型機器が設置されるため、騒音・振動対策が必要となる可能性がある。 【中学校】 ・給食を配送・回収する車両が増えるが、影響は少ないと思われる。
臭気	<ul style="list-style-type: none"> ・臭気に関して、悪臭防止法の規定により、用途地域ごとに定められた基準を順守する必要がある。また県条例でも規制基準がある。 ・現在、小学校の給食室での調理について、近隣住民からの苦情は受けていない。 	新築する給食室が住居と近い場合は、対策が必要となる可能性がある。	課題は少ないと思われる。	大規模な調理施設となるため、近隣住民へ配慮して対策(排気の向きを変更することや調理場所の位置の調整)を行う必要がある。

項目	現状・説明等	自校方式	親子方式	センター方式
給食調理ごみの処分	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、小学校・特別支援学校で出た給食調理ごみ(給食の食べ残しや調理の下処理時にでる残渣)は、毎給食実施日に委託事業者が収集・運搬し、南処理工場に搬入して焼却処分している。 ・リサイクル事業者への持ち込みまたは生ごみ処理機の設置により、給食調理ごみの資源化(飼料化、肥料化)を進めることが推奨される。 	要検討	要検討	要検討
		<p>【リサイクル事業者への持ち込み 課題】 費用が高い(焼却処分の2～3倍)、対応可能な事業者が少ないなどの課題がある。</p> <p>【生ごみ処理機設置 課題】 費用が高い(メンテナンスや電気料金)、飼料、肥料の受け入れ先の確保が難しいなどの課題がある。</p>		

4 衛生管理関係

項目	現状・説明等	自校方式	親子方式	センター方式
作業区域	<p>【学校給食衛生管理基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次汚染防止の観点から、<u>汚染作業区域</u>、<u>非汚染作業区域</u>、<u>その他の区域</u>に部屋単位で区分すること。 <ul style="list-style-type: none"> * 汚染作業区域・・・検収室、食品の保管室、下処理室など * 非汚染作業区域・・・調理室、配膳室など * その他・・・更衣室、休憩室、調理員専用便所など 	新設するため、給食室の面積を十分に確保することができれば、区分することは容易である。	小学校の給食室は古い施設が多く、部屋単位で区分されていないが、既存の給食室面積で新たに部屋単位での区分を行うことは難しい施設が多い。	新設するため、給食室の面積を十分に確保することができれば、区分することは容易である。
ドライシステム	<p>【学校給食衛生管理基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライシステムの導入に努める。 ・ドライシステムを導入していない調理場は<u>ドライ運用</u>を図る。 <ul style="list-style-type: none"> * ドライシステム・・・床に水が落ちない構造の施設・設備、機械器具を使用し、床が乾いた状態で作業するシステム * <u>ドライ運用</u>・・・ドライ化していない調理場においても、ドライシステムと同様に床を乾かした状態で使うこと 	新設する施設はドライシステムを導入するのが一般的である。	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の給食室でドライシステムを導入しているのは3校である。(導入していない施設はすべてドライ運用している。) ・既存の調理場を新たにドライ化する場合は、大規模な施設・設備の改修やドライシステムに適合した機械器具への入れ替えが必要となる。 	新設する施設はドライシステムを導入するのが一般的である。

項目	現状・説明等	自校方式	親子方式	センター方式
提供時間	【学校給食衛生管理基準】 調理後2時間以内に給食できるように努める。	校内で調理するため、2時間以内の喫食は可能である。	近隣の学校であれば配送時間が短いため、2時間以内の喫食は可能である。	・センターの建設場所によっては、2時間以内の喫食が難しい学校が出る可能性がある。 ・配送校数が増えると、2時間以内の喫食が難しい学校が出る可能性がある。
温度管理	【大量調理施設衛生管理マニュアル】 調理後直ち(※30分以内)に提供される食品以外の食品は、病原菌の増殖を抑制するために、10℃以下または65℃以上で管理することが必要である。	概ね30分以内に提供するため、対象外と考えられる。	二重食缶の使用等により、適切な温度管理は可能である。	二重食缶の使用等により、適切な温度管理は可能である。
食中毒発生時の影響範囲	食中毒が発生した場合には、当該給食施設から提供する学校数に応じて影響の範囲が決まる。	中学校1校に影響する。	親校と子校(合計2校)に影響する。	当該給食センターから配送する学校すべてに影響する。
保健所への届出等	新たに給食施設を設置して、直営で営利を目的とせず給食を継続的に行おうとする場合には、給食施設報告書を市長に提出しなければならない。また、業者等に委託する場合は、営業許可申請し、市長の許可を得なければならない。	設計段階で、施設のレイアウトに食材搬入や調理・加工等の流れを加えた図面の提出または事前相談が必要となる。	・既に報告している事項に変更がなければ届出の義務はない。(変更があれば相談が必要) ・老朽化で対応が難しかった指摘事項については、整備の際に改修することが望ましい。	設計段階で、施設のレイアウトに食材搬入や調理・加工等の流れを加えた図面の提出または事前相談が必要となる。

5 その他

項目	現状・説明等	自校方式	親子方式	センター方式
文部科学省交付金対象	学校給食施設の整備にあたっては、整備内容により、学校施設環境改善交付金(文部科学省)の対象となる。	給食室の新築(施設・設備)が対象となる。	改修等の場合は原則対象外となる。(柱などの躯体を撤去して改修・増築した場合のみ対象となる。)	給食センターの新築(施設・設備)が対象となる。